

(契印・公印省略)

総情企第102号  
令和3年8月30日

情報流通行政局郵政行政部

企画課長 殿

郵便課長 殿

貯金保険課長 殿

情報流通行政局郵政行政部長

「日本郵政株式会社に対する監督指針」及び「日本郵便株式会社  
に対する監督指針」の策定について（通達）

総務省による日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対する監督の考え方や、行政  
処分・行政指導を行う際の着眼点、要件等を可視化・透明化した「日本郵政株式会  
社に対する監督指針」を別添1のとおり、「日本郵便株式会社に対する監督指針」を別添2  
のとおり、それぞれ策定したので、了知されるとともに、適切に業務遂行されたい。

なお、本通達については、本日から適用する。